

大阪市告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月6日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年12月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
新戎橋西線	中央区西心斎橋1丁目8番先	三角コーン等（8点）
新戎橋西線	中央区西心斎橋1丁目8番先	置き看板（2点）
新戎橋西線	中央区西心斎橋1丁目9番先	三角コーン等（8点）
新戎橋西線	中央区西心斎橋1丁目9番先	植木鉢（1点）
新戎橋西線	中央区西心斎橋1丁目9番先	置き看板（1点）
新戎橋西線	中央区西心斎橋2丁目8番先	灰皿（1点）
西横堀東岸線	中央区西心斎橋1丁目16番先	台（広告旗）（1点）
西横堀東岸線	中央区西心斎橋1丁目16番先	石（1点）
西横堀東岸線	中央区西心斎橋1丁目16番先	ポール（台付属）（1点）

（建設局総務部管理課）